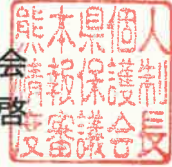


個審議答申第74号
平成29年11月10日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について (答申)

平成29年11月7日付け県情文第379号で諮問のあった下記1については、熊本県個人情報保護条例第35条第2項第3号の規定に基づき、下記2のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等の改正を踏まえた熊本県個人情報保護条例の一部改正について

2 判断

適当であると判断する。